

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの目的を、企業価値の安定的な増大と、株主重視の立場に立ち、経営の健全性を確保し、透明性を向上させることと認識しております。そのために、財務の健全性を追求すること、タイムリーディスクロージャーに対応した開示体制を強化すること及び監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。

なお当社は、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年9月29日開催の第25期定時株主総会における承認をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長谷川 純代	390,900	42.25
嶋津 貴和	180,000	19.45
株式会社SBI証券	19,100	2.06
村松 太郎	10,000	1.08
小田 昌平	10,000	1.08
田村 昌臣	6,000	0.64
丸山 研一	5,800	0.62
高柳 薫	5,700	0.61
楽天証券株式会社	5,600	0.60
BNY GCM CLIENTACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	5,600	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 6月

業種 化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
池田良介	他の会社の出身者													
川淵純治	公認会計士													
前川研吾	公認会計士													
中尾田隆	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田良介			該当事項はありません。	長年にわたり上場企業の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般の適切な助言をしていただける人物であり、当社のガバナンス強化に資するものと判断し、社外取締役として選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

川淵純治		該当事項はありません。	公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
前川研吾		該当事項はありません。	公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
中尾田隆		該当事項はありません。	弁護士として企業法務に精通しており、取締役の職務の執行全般にわたり適法性、適正性を確保するとともに、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置いておりませんが、監査等委員会から、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、必要に応じて置くものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人とは、期中の会計監査の報告を受ける他、適宜意見交換を行っております。また、内部監査担当者と会計監査人との間で意見交換等を行うなど連携をとり、監査の実効性の向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

中長期的な、業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する意欲や士気をより一層高めることなどを目的としてストックオプション制度を導入しており、株主総会で承認された範囲内で、その地位及び役割期待に応じて、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示はしていません。
取締役及び監査役の報酬は、有価証券報告書および事業報告上において、取締役、監査役それぞれについて、総額にて開示しております。
2021年6月期における報酬額は以下のとおりです。
取締役報酬(5名)37百万円
監査役報酬(3名)10百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は2021年9月29日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。)の個人別の報酬額等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について、監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当社取締役会は当事業年度の取締役の個人別の報酬額は以下決定方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

a. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、当方針において同じ。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、取締役の役割、職責、当社の企業価値の向上への貢献等を総合的に勘案した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみにより構成し、監督機能を担う社外取締役についても、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬の額又はその算定方法

個人別の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定するものとしております。

c. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項及び個人別の報酬等の内容の決定方法

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長谷川純代がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、代表取締役社長に権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

上記権限が適切に行使されるための措置として、代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、社外取締役に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて報酬額を決定することとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査等委員会の決議により決定しております。

なお、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額は、2021年9月29日開催の第25期定時株主総会において、年額200,000千円以内(うち社外取締役分は年額10,000千円以内)(但し、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は6名(うち社外取締役は1名)です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年9月29日開催の第25期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名です。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、管理本部 管理部が行っております。取締役会資料は、事前配布することで、議案について十分な検討を行う時間を確保したうえで、必要に応じて説明をするなど、体制の整備に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年9月29日開催の第25期定時株主総会における承認をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

イ. 取締役会

取締役会は、監査等委員ではない取締役の長谷川純代、水谷直人、秦俊二、甲正彦、遠藤幸子、池田良介(社外取締役)の6名と監査等委員である取締役の川淵純治、前川研吾、中尾田隆の3名(3名とも社外取締役)で構成されています。代表取締役社長である長谷川純代を議長として、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することとなっております。

ロ. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である川淵純治、前川研吾、中尾田隆の3名(3名とも社外取締役)で構成されています。川淵純治を議長として、原則として毎月1回定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について協議・意見交換を行います。監査等委員は定時取締役会及び臨時取締役会並びに業績管理会議といった重要な会議に出席し、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施いたします。また、内部監査担当者及び会計監査人とも密に連携し、監査の実効性と効率性の向上を図ります。

ハ. 業績管理会議

業績管理会議は、原則として毎月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催いたします。業績管理会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、月次業績や各部門の課題や今後の活動方針について情報を共有し、活発な議論や意見交換をしております。業績管理会議は、代表取締役社長である長谷川純代を議長として、常勤取締役及び各部門長で構成されており、必要に応じて監査等委員も出席する体制を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの目的を、企業価値の安定的な増大と株主重視の立場に立ち経営の健全性確保と透明性向上であると認識しております。そのために、財務の健全性を追求すること、タイムリーディスクロージャーに対応した開示体制の強化、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識強化とその定着を全社的に推進してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主が株主総会付議議案について十分な検討時間を確保できるよう、株主総会招集通知の発送早期化に努めております。招集通知につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算のため、株主総会の実施日は集中日となることはありません。
電磁的方法による議決権の行使	第25期定時株主総会より導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR情報内に掲載しております。 (https://www.graphico.co.jp/ir/disclosure)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、通期および第2四半期の決算に合わせて決算説明会を開催する方針です。 2021年6月期に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑みて、決算説明動画の配信を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIR情報内(https://www.graphico.co.jp/ir)において、有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、株主総会関連情報等、最新の財務データ等を提供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、タイムリーディスクロージャーに対応した開示体制を強化し、株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼されることが重要と考え、適時開示マニュアルを定め、社内に周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営ビジョン「モノ創りで、笑顔を繋ぐ。」を掲げ、「途上国に産業を！」を根付かせる「FEEL PEACE(フィール・ピース)」プロジェクト、ビジネスを通じて途上国の「自立と子供たちの幸せ」を支援しております。これにより、当社は資源の少ない途上国に長期的収入源となる産業基盤を作ることによる自立を支援し、単なる寄付やフェアトレードに留まらない社会の実現に取り組んでおります。また、在庫においてゼロ・ミッション活動にも取り組んでおります。当社取締役会は、これらプロジェクトに対する取組み状況を確認することで今後もサステナビリティ(持続可能性)な社会の実現に貢献してまいります。 なお、当社のサステナビリティの取組みは当社ウェブサイトに掲載しております。 (「サステナビリティ」: https://www.graphico.co.jp/csr)

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。その認識を实践するため、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）については、「適時開示マニュアル」を定め、当社ウェブサイトや有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、株主総会関連情報等、様々な手段により積極的に開示を行っております。

（「IRニュース」:

<https://www.graphico.co.jp/ir/news>

（「決算説明資料」:

<https://www.graphico.co.jp/ir/library/presentation>

（「有価証券報告書」:

<https://www.graphico.co.jp/ir/library/security>

（「株主総会関連資料」:

<https://www.graphico.co.jp/ir/library/meeting>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保するため体制(内部統制システム)として次のとおり基本方針を定め、これを整備し運用してまいります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』を企業理念に掲げ、この実現のために法令および定款を遵守して事業を推進いたします。
- (2) 当社は、役員および従業員が法令および定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内規程を整備し、周知のために社内研修を実施し、社内規程に則した業務遂行の徹底に努めてまいります。
- (3) 当社は、事業の発展の前提としてコンプライアンスが最優先事項であると位置づけ、その基本原則を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、これを全社的に実践することで、全ての役員および従業員に対して法令遵守を義務付けます。
- (4) 当社の役員または従業員が当社内において法令または定款、その他社内規程に反する行為を発見した場合には、社外監査等委員または顧問弁護士に直接通報するものとし、早期に把握と対応が可能な体制を構築しております。なお、通報者の匿名性の確保、その他当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としております。
- (5) 社長によって指名された内部監査担当者は、当社各部門を監査して法令および定款の遵守について確認を行い、内部監査の結果を社長に報告いたします。
- (6) 財務報告の適正性を確保するために、経理および決算業務に関する規程の制定のほか、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、運用を行います。また、毎期これらの状況进行评估し、不備の有無を確認し必要な改善を図ってまいります。
- (7) 当社は反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに抵抗いたします。全ての役員および従業員は、当社の定める反社会的勢力対応規程やマニュアルに基づき反社会的勢力の排除に向けて行動いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役会議事録、取締役が職務の執行において意思決定を行った稟議書等の記録文書(電磁的記録を含む)、その他重要な情報の保存は、法令および「文書管理規程」に基づき適正に保存いたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の事業を取り巻く損失の危険(リスク)の把握と対応のために「リスク管理規程」を整備し、顕在化したリスクあるいは潜在的なリスクに対して対応を検討します。
- (2) 各部門においては日常的に自部門に係るリスクの把握に努め、当該リスク情報は毎週開催するマネージャー会議での部門責任者による報告を通じて社内でも共有を図り、必要な対応を講じます。重要なリスクについては取締役会において対策を協議し、適時、実効性のある対策および再発防止策を実行いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、事業運営上の重要な事案について迅速に意思決定を行います。
- (2) 業務意思決定に関する権限を「職務権限規程」に基づいて各職位に適切に付与し、効率的な業務執行を行います。
- (3) 毎週、取締役および各部門責任者が出席するマネージャー会議を開催して各部門の業務執行状況の情報報告を行い、取締役の職務執行に必要な情報の集中を図ります。その他、日常的な業務報告についても社内共有を行うための手段を構築します。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査等委員会の要請内容に応じて取締役が人選を行い、監査等委員会による同意をもって適切な人員を配置いたします。
- (2) 監査等委員会職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、人事評価や異動、処分を行う際には、必要に応じて監査等委員会の同意を要するものとします。
- (3) 監査等委員会から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務に関して取締役その他従業員からは指示を受けないものとし、監査等委員および監査等委員会からの指示のみに服するものとします。

6. 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および従業員は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、または法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査等委員会へ報告することとしております。これらの報告をした者に対し、監査等委員会への報告を理由として不利益な処遇をすることは一切行いません。

7. 監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は取締役会に毎回出席し、議事に対して必要な意見を述べるほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。
- (2) 当社各部門の業務状況について日常的な部門監査を通じて確認するほか、内部監査担当者からの報告受領、また、監査法人から会計監査についての報告を受け必要な意見交換を適宜行い、監査等の実効性を確保します。
- (3) 各監査等委員は毎月定期的に、また必要に応じて随時会議を行い、決議すべき事項の決定のほか、それぞれの監査等委員監査の状況について報告し、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査等の実効性および効率性の向上を図ります。
- (4) 監査等委員または監査等委員会がその職務の執行のために必要となる費用または債務を、前払いまたは精算等により当社に請求した際には、当該請求が職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかにこれを処理するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「反社会的勢力対応規程」において、当社役職員が反社会的勢力に関与し、または利益を供与することを防止するための基本事項を定め、社内に周知しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

幹部社員が、東京都公安委員会の講習の一つである不当要求防止責任者講習を受講し、理解を深め、さらに公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加することで防止体制を整えております。

3. 反社会的勢力のチェック方法

各部門において新規に取引を開始するときは、各担当者は管理部に反社会的勢力チェックを依頼し、管理部で日経テレコンの記事検索およびインターネット検索により該当の有無を確認することを徹底するとともに、継続取引先に対しても、毎年1回全社チェックを行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

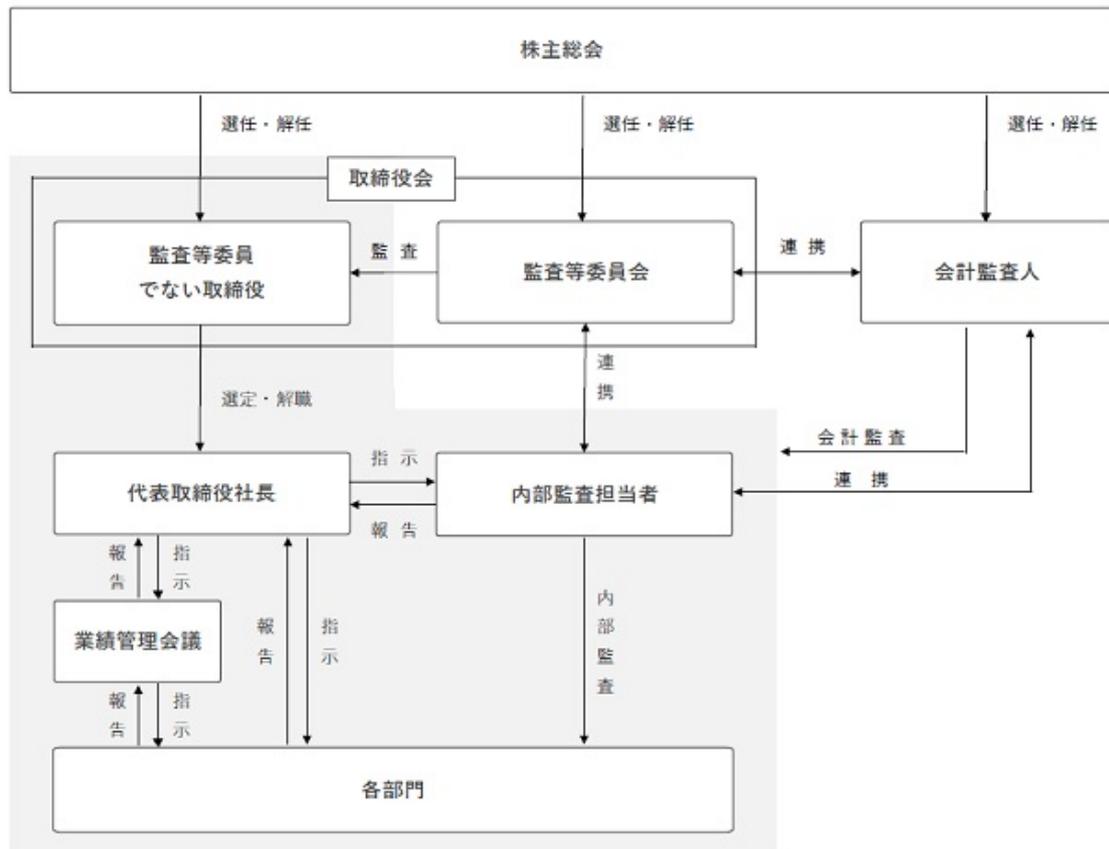
買収防衛策の導入の有無

なし

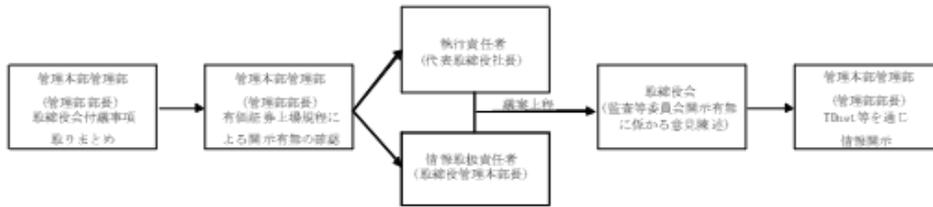
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〔模式図(参考資料)〕



< 当社に於ける決裁事項・決断に関する情報 >



< 当社に於ける発注事項に関する情報 >

